

令和8年度 特別区民税・都民税・森林環境税(住民税)

あなたの住民税がまだ払われていません。そのため、督促状（お知らせ）を送ります。

◆ 住民税とは

住民税は、日本のどこに住んでいても、住んでいる場所に払わなければならない税金です。

外国の人でも払わないといけません。足立区のように東京23区の住民税では、

「都民税」と「特別区民税」の両方をあわせて集めています（東京23区を特別区といえます）。

◆ 住民税を払わなければならない人

以下のどちらかに当てはまる人です

その年の1月1日に足立区に住んでいて、前の年に収入があった人

その年の1月1日に足立区に会社や、住んでいない家があって、前の年に収入があった人

◆ 督促状とは

住民税を決められた期限までに払わなかった場合「滞納（税金を納めないこと）」になります。その場合、区役所が「督促状」を送ります。

督促状は、支払いを忘れた場合や、期限を過ぎてしまった場合、『税金を早く払ってください』というお知らせです。お知らせと納付書（税金を払うときに使う紙）があなたに届きます。

くやくしょ とくそくじょう おく ひ かぞ か い ない はら ほうりつ したが
区役所が 督促状を送った日から数えて 10日以内に払わないと、法律に従って、
ぎんこう しょくば ちょうさ きゅうりょう よちよきん つか きょうせいてき かね ひ
あなたの銀行や職場へ調査をし、給料や 預貯金が使えなくなり、強制的にお金を引
くこともあります。

◆ 延滞金がかかるとき

じゅうみんぜい きげん はら えんたいきん おく ぶん かね えんたいきん
住民税を期限までに払わないと、延滞金（遅れた分のお金）がかかります。延滞金は、
おく にっすう おう きんがく ふ しはら きんがく ふ きげん はら ひと
遅れた日数に応じて金額が増え、支払う金額も増えます。これは、期限までに払った人と
こうへい き
公平にするために決められています。

◆ 住民税を払うところ

あだちくやくしょ かい のうぜいか かくくみんじむしょ ぎんこう しんようきんこ しんようくみあい ぎんこう
足立区役所1階の納税課、各区民事務所、銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、
コンビニエンスストア、また、スマートフォンを使ってモバイル決済で払うことができます。

きんがく まんえんいじょう きんゆうきかん まどぐち のうぜいか かくくみんじむしょ
※ 金額が30万円以上のときは、金融機関の窓口 または 納税課、各区民事務所で
はら
払ってください。

はら ほうほう くわ じょうほう あだちくやくしょ
※ 払う方法について、詳しい情報は、足立区役所の ホームページをみてください。



◆ 注意してほしいこと

1) 分割払いの人

すで くやくしょ ぶんかつばら そうだん けいかくどお しはら ひと
既に区役所に 分割払いの相談をしていて、計画通りに支払いをしている人にも、
とくそくじょう おく りょうしょう
督促状を送ります。ご了承ください。

2) すでに払った人

すで しはら く やくしよ しはら かくにん しゅうかん しゅうかん
既に支払っていても区役所で支払いが確認できるまで、2 週 間 から 3 週 間 かかります。

く やくしよ とくそくじょう おく ばあい りょうしょう
そのため、区役所が 督 促 状 を送っている場合があります。ご 了 承 ください。

3) 口座振替を使っている人

こうざ かね た じどうてき ひ お ひと とくそくじょう おく
口座にあるお金が足りず、自動的に引き落としができなかった人にも、督 促 状 を送りま
す。

◆ 住 民 税 を 忘 れ ず に 払 う 方 法

1) 「特別 徴 収」にする（会社で 働 いている人）

とくべつちようしゅう まいつききゅうりょう じゅうみんぜい じどう ひ お かいしゃ
特別 徴 収 にすると、毎月 給 料 から住 民 税 が自動で引き落とされます。会社
に
そうだん
相談してください。

2) 「口座振替」を利用する

こうざふりかえ つか ぎんこうこうざ まいつきじどう ひ お ひと はら わす
口座振替を使うと、あなたの銀行口座から毎月自動で引き落とされるので、払い忘れる
ことがありません。

あだちくやくしよ くみんじむしよ まどぐち もう こ
キャッシュカードがあれば、足立区役所や区民事務所の窓口で申し込むことができます。

◆ 休 日 に 聞 きたい とき

まいつきだい にちようび じ ふん じ ふん あだちくやくしよちゅうおうかん かい のうぜいか
毎月第4日曜日の9時00分から16時00分までに、足立区役所中央館1階 納税課

じゅうしよ あだちくちゅうおうほんちょう のうぜい そうだん
(住 所：足立区中 央 本 町 1－17－1) で 納 税 について 相 談 できます。

◆ 聞 く ところ

1) 税金を払うための相談

のうぜいか たいのうせいりだいいちかかり でんわばんごう
納税課 滞納整理第一係 電話番号 (03) 3880-5236

たいのうせいりだいにかかり でんわばんごう
滞納整理第二係 電話番号 (03) 3880-5237

たいのうせいりだいさんかかり でんわばんごう
滞納整理第三係 電話番号 (03) 3880-5235

あだちく ひ こ ひと でんわばんごう
足立区から引っ越した人 電話番号 (03) 3880-5345

こうざふりかえ しはら ほうほう そうだん
2) 口座振替など、支払う方法の相談

のうぜいか しゅうのうかんりかかり でんわばんごう
納税課 収納管理係 電話番号 (03) 3880-5238

き
◆ 聞くことができる時間

じ ふん じ ふん どのう にちよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
8時30分から17時00分までです(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)。

でんわ でんわばんごう まちが ちゅうい
※ 電話をするときは、電話番号を 間違えないように注意してください。

いじょう
以上